



預託法・特商法の早期改正求める意見書 道議会で可決

北海道議会は3月24日の道議会本会議で「悪質商法による消費者被害をなくすための預託法の改正並びに特定商取引法及び同法指針の改正等を求める意見書」を全会一致で可決しました。(一社)北海道消費者協会、北海道生活協同組合連合会(道生協連)、消費者支援ネット北海道(ホクネット)の3者が、国への意見書提出を共同要請し実現しました。

預託法・特商法をめぐっては、悪質商法の手口が巧妙化・複雑化し、販売預託商法の被害総額は1兆円を超えています。また、詐欺的な定期購入商法による消費者被害も急増しており、これらの被害を防ぐためにも、預託法・特商法の今国会での早期改正が求められています。

道議会はこうした社会問題を受け止め、両法の早期改正を求めるとともに、多くの消費者団体が反対する書面の電子交付について「拙速に盛り込まないこと」と明記した意見書を全会一致で可決したことに敬意を表します。

なお、道議会のほか、道内では6市町議会(3月24日現在)でも同様の意見書が採択されています。

詳しくは添付資料を参照ください。

問い合わせ先
北海道消費者協会
総務・組織連携G
電話 011-221-4217

資料 1

道議会が預託法・特定商取引法の早期改正などを求める意見書を可決 電子交付は「拙速に盛り込まないこと」も表明

(一社) 北海道消費者協会

北海道議会は3月24日、「悪質商法による消費者被害をなくすための預託法の改正並びに特定商取引法及び同法指針の改正等を求める意見書」を全会一致で可決しました。意見書は、被害総額が1兆円を越す販売預託商法や、相談が急増する詐欺的な定期購入商法などの被害を防ぐため、預託法や特定商取引法の早期改正をめざし、北海道消費者協会、北海道生活協同組合連合会（道生協連）、消費者支援ネット北海道（ホクネット）が、国への提出を共同要請していたものです。

預託法・特定商取引法をめぐっては、消費者庁が提出した改正法案が3月5日に閣議決定されています。意見書は、今国会での早期改正を求めるとともに、北海道消費者協会をはじめ多くの消費者団体や各地の弁護士会が反対を表明している新たな「書面交付の電子化」条項に対して、「特定商取引法が対象としている訪問販売・電話勧誘販売は、通常の商取引と異なり、自ら求めない突然の勧誘を受ける消費者が、受動的な立場に置かれ、契約締結の意思形成においても、販売業者の言葉に左右される面が強いことから、消費者側が自ら主体的に電磁的交付に係る明示的な意思表示を行い得るものか疑義があり、書面の電子交付は拙速に行うべきではない」と明記しています。

道議会のほか3月24日現在、道内では釧路市、北広島市、士別市、赤平市、遠軽町、清水町の6市町議会在両法の早期改正を求める意見書を採択したことが分かっています。

道議会意見書の骨子は次の通り。

- 1 検討委員会報告書※の内容に沿い、販売を伴う預託等取引契約を原則禁止とした預託法改正の検討を早急に進め、今通常国会において改正すること。
- 2 詐欺的な定期購入商法をなくすため、特定商取引法に係る指針の改正及び法執行強化を図るとともに、今通常国会において特定商取引法を改正すること。
- 3 送り付け商法について、現在の法規制内容の周知を図るとともに、諸外国の法制も参考に制度的措置を講ずること。
- 4 国及び地方自治体が厳正かつ適切な法執行を行えるよう、体制確保に向けた措置や連携強化を図ること。
- 5 書面の電子交付は、拙速に盛り込まないこと。

※検討委員会報告書は、消費者庁が2020年8月にまとめた「特定商取引法及び預託法の制度の在り方に関する検討委員会」の報告書を指し、悪質商法の手口の巧妙化・複雑化には断固とした対応が必要とし、特に販売預託商法は本質的に反社会的な性質を有し、行為自体が無価値と断じ、原則禁止を明記しました。詐欺的な定期購入商法の規制強化、送り付け商法（ネガティブ・オプション）への制度的措置も盛り込んでいます。

意見案第 2 号

悪質商法による消費者被害をなくすための預託法の改正並びに特定商取引法及び同法指針の改正等を求める意見書

消費者庁の特定商取引法及び預託法の制度の在り方に関する検討委員会（以下、「検討委員会」という。）は、令和 2 年 8 月 19 日に報告書を取りまとめ公表した。

特に大きな社会問題となった豊田商事、安愚楽牧場、ジャパンライフ、ケフィア事業振興会、WILL などによる、高齢者をはじめ多くの消費者に財産被害を及ぼすおそれが高い販売等を伴う預託等取引契約については、本質的に反社会的な性質を有し、行為自体が無価値と捉えるのが相当であることから、預託法において原則禁止すべきであるとされた。

一方で、消費生活相談では、通信販売におけるいわゆる「詐欺的な定期購入商法」の相談が急増しており、解決を図ることは容易ではなく深刻な事態となっているほか、新型コロナウイルス感染症を巡る社会不安に付け込む、マスクの送り付け商法も社会問題化している。特定商取引法が対象としている訪問販売・電話勧誘販売は、通常の商取引と異なり、自ら求めない突然の勧誘を受ける消費者が、受動的な立場に置かれ、契約締結の意思形成においても、販売業者の言葉に左右される面が強いことから、消費者側が自ら主体的に電磁的交付に係る明示的な意思表示を行い得るものか疑義があり、書面の電子交付は拙速に行うべきではない。

また、検討委員会の報告書では、消費者の脆弱性に付け込む悪質商法の手口の巧妙化・複雑化には断固とした対応が必要であり、法執行の強化や実効性のある制度改革を行うべき旨の答申がされている。

よって、国においては、悪質商法による消費者被害をなくすため、次の事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1 検討委員会報告書の内容に沿い、販売を伴う預託等取引契約を原則禁止とした預託法改正の検討を早急に進め、今通常国会において改正すること。
 - 2 詐欺的な定期購入商法をなくすため、特定商取引法に係る指針の改正及び法執行強化を図るとともに、今通常国会において特定商取引法を改正すること。
 - 3 送り付け商法について、現在の法規制内容の周知を図るとともに、諸外国の法制も参考に制度的措置を講ずること。
 - 4 国及び地方自治体が厳正かつ適切な法執行を行えるよう、体制確保に向けた措置や連携強化を図ること。
 - 5 書面の電子交付は、拙速に盛り込まないこと。
- 以上、地方自治法第 99 条の規定により提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣府特命担当大臣
(消費者及び食品安全)

}

各通

北海道議会議長 村田 憲 俊